

青年團運營資金

寄附御禮に代へて

西盐田青年團

(二)

日十二月十年一十二和昭

總金額金壹萬一千貳百九拾八圓貳拾錢

○十人

(敬稱略)

寄附者御芳名

（敬稱略）

○東前山

（敬稱略）

○手塚

（敬稱略）

○新町

（敬稱略）

○山田

（敬稱略）

○野倉

（敬稱略）

○学校便り

（敬稱略）

編輯後記

(一)

日本國憲法

日本國民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行爲によつて再び戰争の禍が起ることのないやうにすることを決意し、こゝに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かゝる原理由に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法法令及び詔勅を排除する。日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、わらの安全と生存を永遠し除去しようと努めてゐる國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。わ

れらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から免かれ平和のうちに生存する權利を有することを確認する。われらは、いづれの國家も自國のことのみに専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信する。

日本國民は、國家の名譽にかけ全力をあげてこの崇高い理想と目的を達成することを誓ふ。

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の總意に基く。

第二條 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三條 天皇の國事に關するすべての行爲には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四條 天皇は、この憲法の定める國事に關する行爲の

みを行ひ、國政に關する権能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その國事に關する行爲を委任することができる。

第五條 皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその國事に關する行爲を行ふ場合には前條第一項の規定を準用する。

第六條 天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に關する行爲を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。

二 國會を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

五 國務大臣及び法律の定めのその他の官吏の任免並に全權委任状及び大使及び公使の信任狀を認證すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復權を認證すること。

七 禮典を授與すること。

八 批准書及び法律の定めのその他の外交文書を認

證すること。

九 外國の大使及び公使を

受け、若しくは賜與する

ことは、國會の議決に基かなければならぬ。

第十儀式を行ふこと。

第十一章 戰爭の放

第九條 日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を、誠實に希求し、國權の發動たる戰爭と武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛爭を解決する手段として、差別されない。

第十條 日本國民たる要件は法律でこれを定める。

第十一條 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は侵す

れない。

第十二條 この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努力によつて

定められる。

第十三條 すべて國民は、個人として尊重される、生命

自由及び幸福追求に對する

國民の権利については、公

共の福祉に反しない限り、

立法その他の國政の上で、

最大の尊重を必要とする。

第十四條 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種

信條、性別、社會的身分又

は門地により、政治的、經

濟的又は社會的關係におい

て、差別されない。

第十五條 公務員を選定し、

及びこれを罷免することは

國民固有の権利である。

第十六條 全體の

公務員の選舉については

祝典、儀式又は行事に參加

することを強制されない。

國及びその機關は、宗教教

育その他のいかなる宗教的活

動もしてはならない。

第十七條 何人も、公務員の不法行爲により、損害を受

けたときは、法律の定める

ところにより、國又は公共

團體に、その賠償を求める

ことができる。

第十八條 何人も、いかなる

奴隸的拘束も受けない。又

犯罪に因る處罰の場合を除

いては、その意に反する苦

役に服させられない。

第十九條 思想及び良心の自

由は、これを侵してはなら

ない。

第二十條 信教の自由は、何

人に對してもこれを保障す

る。いかなる宗教團體も、

國から特權を受け、又は政

治上の権力を行使してはな

らない。

第二十一條 集會、結社及び

言論、出版その他一切の表

現の自由は、これを保障す

る。

檢閑は、これをしてはならない。通信の秘密は、これをしてはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住を移轉及び職業選擇の自由を有する。

何人も、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 學問の自由は、これを保障する。

何人も、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。

第二十四条 婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならぬ。

配偶者の選択、財産權、相續、住居の選定、離婚並に婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第二十五条 全ての國民は、健康で文化的な最低限度の生活を營む権利を有する。

國は、すべての生活面について、社會福祉、社會保障及び公衆衛生の向上及び骨進に努めなければならない。

第二十六条 所有する國の能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

第二十七条 何人も、現行犯を奪はれない。

第二十八条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、權限を有する司法

すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十九條 すべて國民は、勤労の權利を有し、義務を負ふ。

第三十条 貨金、就業時間、休息その他の勤労條件に関する基準は、法律でこれを定める。

第三十一条 何人も、法律の定めるところにより、納稅の義務を負ふ。

第三十二条 何人も、法律の定める手續によらなければ科せられない。

第三十三条 何人も、現行犯において裁判を受ける権利を有する。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する権利を與へられなければ、拘留はならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十六條 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第三十七条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第三十八条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第三十九條 何人も、實行の自白は、これを證據とすることができる。

第四十条 何人も、實行の自白は、有罪とされることはできない。

第四十一条 何人も、實行の自白は、無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十二条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。

第四十三条 何人も、現行犯においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

第四十四条 何人も、現行犯においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

官憲が發し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する命令を有する。

第三十五条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する権利を與へられなければ、拘留はならない。

第三十六条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する権利を與へられなければ、拘留はならない。

第三十七条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する権利を與へられなければ、拘留はならない。

第三十八条 何人も、自己に正當な理由に基づいて、公開の法廷で示されなければならぬ。

第三十九條 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第四十条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第四十一条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第四十二条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第四十三条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第四十四条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第四十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第四十六条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第四十七条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、

第四十八条 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

第四十九條 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

費で自己のために強制的手續により證人を求める権利を有する。

第五十条 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

第五十一条 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

第五十二条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十三条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十四条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十五条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十六条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十七条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十八条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十九條 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第六十条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第六十一条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第六十二条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第六十三条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第六十四条 國會の常會は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第四十二条 國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構成する。

第四十三条 兩議院の議員は、全國民を代表する選舉された議員でこれを組織する。

第四十四条 兩議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信條、性別、社會的身分、門地、教育、財產又は收入によつて差別してはならない。

第四十五条 行政機關の議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十六条 參議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半數を改選する。

第四十七条 選舉區、投票の方法その他兩議院の議員の選舉に關する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

第四十九條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第五十条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第五十一条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第五十二条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第五十三条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第五十四条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第五十五条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第五十六条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第五十七条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第五十八条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第五十九條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十一条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十二条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十三条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十四条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十五条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十六条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十七条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十八条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十九條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第七十条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第七十一条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第七十二条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第七十三条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第五十九條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十一条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十二条 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十三條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十四條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十五條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十六條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十七條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十八條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第六十九條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第七十條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第七十一條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第七十二條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第七十三條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

第七十四條 何人も、同時に兩議院の議員たことはできない。

(三)

第五十六條 兩議院は各自その總議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することが出来ない。

兩議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、兩議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、參議院でこれと異なるたつ議決をしたとき法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多數で再び可決したときは法律となる。

前項の規定は法律の定めることにより、衆議院が兩議院の協議會を開くことを求めることが妨げない。

第五十七條 兩議院の會議は公開とする。但し出席議員の三分の二以上の多數で議決したときは秘密會を開くことができる。

兩議院は、各々その會議の記録の中で特に秘密を要するると認められるもの以外はこれを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

第五十八條 兩議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

兩議院は各自その會議その他の手續及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することが出来る。但し議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多數による議決を必要とする。

第五十九條 法律案は、この前條第二項の規定を準用する。

第六十二條 兩議院は各自國政に關する調査を行ひ、これに關して證人の出頭及び證言並びに記錄の提出を要求することができる。

議決でこれを指名する。この指名は他のすべての案件により、兩議院の協議會を開いた後國會休會中の期間を除いて十日以内に、參議院が指名の議決をしないときは、衆議院が指名の議決をした後國會休會中の期間を除いて十日以内に、參議院が指名の議決をしないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第七十二條 内閣總理大臣は内閣を代表して議案を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し並びに行政各部を指揮監督する。

意がなければ訴追されないが、但しこれがため、訴追の権利は害されない。

第六章 司法

第七十九條 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員數のその他の裁判官でこれを構成し、その

長たる裁判官以外の裁判官は内閣でこれを任命する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際國民の審査に付し、その後十年を経過した後始めて行はれる衆議院議員總選舉の際更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多數が裁判官の罷免を可とするときはその裁判官は罷免される。

審査に關する事項は、法

律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時は退官する。

最高裁判所の裁判官はすべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は在任中これを減額することができない。

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて内閣でこれを任命する。その裁判官は任期を十年とし、再任されることはできる。但し法律の定める年齢に達した時には退官する。

下級裁判所の裁判官はすべて定期に相當額の報酬を

受ける。この報酬は在任中これを減額することができない。

第八十一条 最高裁判所は一切の法律、命令、規則又は處分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八十二条 裁判の對審及び判決は公開法廷でこれを行ふ。

裁判所が裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、對審は公開しないでこれを行ふことができる。但し政治犯罪、出版に關する犯罪又はこの憲法第三章で保障する國民の権利が問題となつてゐる事件の對審は常にこれを公開しなければならない。

第八十三条 國の財政を處理する權限は國會の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには法律又は法律の定める條件によることを必要とする。

第八十五条 國費を支出し、又は國が債務を負擔するには國會の議決に基くことを必要とする。

第八十六条 内閣は毎會計年度の豫算を作成し、國會に提出してその審議を受け議決を経なければならぬ。

第八十七条豫見し難い豫算の不足に充てるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

第八十八条すべて皇室財產は國に屬する。すべて皇室の費用は豫算に計上して國會の議決を経なければならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對しこれを支出し又はその利用に供してはならない。

第九十条 國の收入支出の決算はすべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は次の年度にその検査報告とともに、これを國會に提出しなければならない。

第九十一条 國會はこれを三年とする。その議員は、法律でこれを定める。

第九十二条 地方公共團體の組織及び權限は、國會の議決に基いて、内閣が制定する。

第九十三条 地方公共團體には、法律の定めるところによつて、その他の團體が、直接これを選舉する。

第九十四条 地方公共團體はその財産を管理し、事務を處理し及び行政を執行する権能を有し、法律の範圍内で條例を制定することができる。

第九十五条 一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の半數の同意を得なければ、國會はこれを制定することができる。

第九十六条 この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他行爲の全部又は一部はその効力を有しない。

第九十七条 この憲法が日本國民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は過去幾多の試練に堪へ、現在及び將來の國民に對し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他行爲の全部又は一部はその効力を有しない。

第九十九条 天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第一百條 この憲法は、公布の日から起算して六ヶ月を経過した日から、これを施行する。

第一百一章 改正

第一百一章 改正

第一百二條 この憲法による第一期の參議院議員のうち、その半數の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第一百三條 この憲法施行の際に在職する國務大臣、衆議院議員及び裁判官並にその他の公務員で、その地位に相應する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、當然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選舉又は任命されたときは当然その地位を失ふ。

第一百四條 この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の賛成で、國會がこれを發議し國民に提案し

について報告しなければならない。この承認には特別の國民投票又は國會の定める選舉の際行はれる投票において、その過半數の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は國民の名でこの憲法と一体を成すものとして直ちにこれを公布する。

憲法を施行するため必要な法律の制定、參議院議員の選舉及び國會召集の手續並にこの憲法を施行するため必要な準備手續を設置する。

第一百五章 地方自治

第一百六條 地方公共團體の組織及び運營に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第一百七條 地方公共團體の不足に充てるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、内閣の責任でこれを支

第十一章 補則

この憲法は、公布の日から起算して六ヶ月を経過した日から、これを施行する。

第十二章 改正

この憲法による第一期の參議院議員のうち、その半數の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第一百三條 この憲法施行の際に在職する國務大臣、衆議院議員及び裁判官並にその他の公務員で、その地位に相應する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、當然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選舉又は任命されたときは当然その地位を失ふ。

